

第 356 回滋賀県内水面漁場管理委員会 会議要録

1. 日 時 令和 4 年 11 月 24 日 (水) 10 時 00 分～11 時 55 分
2. 場 所 ピアザ淡海 3 階 302 会議室
3. 出 席 委 員 林 英志 亀甲 武志 須藤 明子  
池田 廣美 佐野 昇 宮崎 多恵子  
池田 則之 轟 保幸 中野 博仁  
三浦 公孝
4. 事 務 局 職 員 武田事務局長 三枝主任書記 上垣書記 岡部書記  
杉江書記
5. 説 明 員 二宮技監 山田課長 酒井参事 上野課長補佐  
三枝副参事(兼務) 上垣主幹(兼務) 西森水産試験場長
6. 会議に付した事件 別添のとおり
7. 配布した参考資料 別添のとおり
8. 議 事 の 経 過 概 要 別添のとおり

会 長 林 英志 印

署名委員 池田 則之 印

署名委員 轟 保幸 印

## 議 事 の 経 過 概 要

開会宣言 10時00分

武田事務局長 ただいまから第356回滋賀県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日、司会をさせていただく水産課の武田でございます。よろしくお願いいたします。本日、全委員にご出席いただいております。漁業法第173条において準用する同法第145条第1項の規定によりまして、本委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、ここからの議事進行につきましては会長にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

林会長 ただ今から第356回内水面漁場管理委員会の議事に入ります。本日の議事録署名人は、池田則之委員と轟委員にお願いしたいと思います。

それでは協議事項に入ります。“滋賀県内水面漁場計画素案の意見聴取”について水産課から説明をお願いいたします。

### (1) 協議事項

1) 滋賀県内水面漁場計画素案の意見聴取について  
水産課説明 三枝副参事・上垣主幹

林会長 ただ今の説明で何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 資料1-6の葛川の件について、明らかに貫井の堰堤から下流おおかた1キロ余りあると思います。この区間が高島市の朽木漁区に入ること自体が以前からおかしいです。私は葛川漁協が申し入れている、大津市と高島市の境界までの漁業権設定は妥当であると思います。この場所には堰堤があるから魚が溜まるので、水がなくなっても、釣り場になります。

私も小さい時から釣りをしています。昔は、朽木と葛川の入会で、葛川の券を買っても朽木の券を買ってもオッケーでした。ややこしいことをしており、役員が以前の協定の切替えも何もできてなかったのでしょうか。

連合会の会長としては、連合会から抜けている朽木と連合会に入っている葛川であれば、葛川の領域にさせていただきたいと思います。朽木は日券のみですが、葛川は年券があるため、毎回釣れる場所には年券ならば行きたいという遊漁者から要望もかなりあります。私も連合会の会長として、できる限りのことをしてあげたいと思っています。

林会長 葛川の話の前にほかのところでは何か意見ありますか？葛川の話については

私も言いたいことはあります。

佐野委員 葛川に関して、この10年間の漁業権より以前のことは我々も知らないため、いつの間にか今の状態になったという感じでした。今でこそ朽木の漁区だと仕方なくお客さんがお金を払って入っていますが、10年前の漁業権切替えの頃は、葛川の日券で釣りに行ったお客さんが朽木漁協から料金を払えと言われ、ここは入会のはずではないかと揉めるトラブルがかなりありました。私もそうやって言われた筋です。葛川の券を買って入ったら、ここは朽木だと言われたので、昔からここは入会で、朽木の券であろうと葛川の券であろうと良かったのではないかと言うと、朽木が漁業権を取ったのだと言われました。そのような経緯があり、これは難しい問題だと思います。

林会長 以前は一水系一漁業権という水産庁や水産課の方針がありましたので、3つの漁協が仲良く話し合いをする場があって、私もそこに2、3回行ったことがあります。この堰堤の話は、その時もよく出ていて3漁協で話し合っていました。ゆくゆくは1つの漁業権にしようとしていたので昔は協定書があったのだと思います。先ほど水産課から説明がありましたように、漁業権は行政区域で簡単に分けられるものではなく、こういった経過で長年続いてきましたので、両方の漁協がそれぞれ自分達だけの漁区にしようとするのであれば、それは調整がつかないのではないかと思います。

佐野委員 それを言うと、堰堤がない河川であればどこで区切るのかという話になります。

林会長 それは自然的なもので今まで区切ってきたと思いますが。

佐野委員 貫井堰堤より上流にある針畑川には堰堤がありませんが、朽木漁区と京都府の久多漁区の境界を示すロープを張っています。そのロープがあちこちに動くような状態になっています。

林会長 それもしっかりとお互いに話し合っているわけでしょう。

佐野委員 それが、ロープがその年によって動いている状態で、そのことを朽木漁協に質問しても「うちはここまでが漁区だ」と勝手な主張をされます。

この貫井堰堤はよく釣れる場所だったので、以前は我々もよく釣りに入っていました。それが10年前から朽木の遊漁券の購入を求められるようになり、「ここは葛川の遊漁券でも朽木の遊漁券でも釣っていい入会ではなかったのか、いつからこのようになったのか」と質問すると、ここは朽木漁協が漁業権を取っ

たのだと主張され、遊漁者からもかなりの苦情が来ました。

林会長 朽木漁協はどのように言っていますか。

三枝副参事 葛川の漁業者の中で、貫井と細川の住民であればこの区域で漁業ができるという取決めが元々ありましたが、その後の漁協同士の話合いの結果、細川と貫井に限らず、葛川の漁協組合員であれば漁業をして構わないということになったと朽木漁協は言われています。

そして、昭和34年の免許の条件にしても、遊漁者までも入漁できるような規定ではなく、事実上、朽木の漁協が受忍をしていた状態だったのではないかと思います。すなわち、組合員はこの共同入川区域で自由に採捕ができますが、若干拡大解釈をされ、遊漁者もそこで同じく釣りができるという誤解が生じていたようです。看板を立てるなどして誤解がないように漁場が管理されていればよかったのかもしれませんが、両者うまく話合いができず役員も度々変わる中で、協定書の期限が切れて更新されなかったことで、本日のような行き違いが発生しているのかと思います。

したがって、この漁業法の規定を基に漁場計画をどうするのかということに併せて、今後も引き続き両漁協でしっかり話合いをしながら、より良い安曇川の漁場作りに向かって進んでもらうように、指導していくよう考えております。

佐野委員 貫井の堰堤から下流、そこに細川という集落があります。はっきり言いますが、その細川という集落に住む方々は、同じ大津市内で自分の家の裏手に川があるのに、この10年間朽木漁協に料金を払わないと入れませんでした。これはありえない話です。

林会長 それは葛川の入漁権をもって入れればいいのではありませんか。

佐野委員 この10年間は一切入らせてもらえませんでした。

三枝副参事 葛川と朽木の両者に聞き取りをしていますと、細川に住んでおられる葛川の組合員は釣りをしても構わないとのこと。ただ聞いていますと、どなたかは分からないのですが細川に住む組合員さんが友達を連れて来て、私の友達だから一緒に釣りができるだろうとトラブルになったことがあったそうです。

両者でどこまでがよくてどこまでがだめなのかしっかり話合いをして、また役員は分かっている、実際の漁場監視をする組合員一人ひとりがしっかりと認識をしていないと現場でトラブルになりかねませんので、皆さんで情報共有できるようにしていくべきではないかと思っております。

林会長 行政としては、漁場計画を立てなければならないということになっていますから、堰堤までの漁場計画を立てなければいけないと思います。

佐野委員 最低でも昔の状態に戻してもらいたいです。

林会長 その代わり、朽木が放流するわけですから、それに見合った放流をすとか、葛川としても放流しなければなりません。だから、このあたりを今後一年以内に調整を取らないといけません。漁場計画としてはそこまで切った形ではできないと思います。

昔の入会の話合いについては、河川漁連の会長が中立の立場で立会いのもと協定書を結ぶとか、そういうことをしていけないといけないのではないかと私は思います。今は3漁協の話合いの場がないのでしょうか？漁場計画そのものは、そのままいくべきではないかと思ひます。

佐野委員 話合いの場が持てるならよいのですが、朽木漁協が話合いに応じません。廣瀬漁区には長尾の合同井堰という堰堤があり、そこには魚道があるのですが、その魚道の板を朽木漁協の組合員が勝手に外しに来ます。立入り禁止区域になっており改良区の管轄なので、勝手なことをするなど、改良区からもしっかりと話合いをするように言っていますが返答なしです。

また、廣瀬漁協の下流では北船木漁協がヤナをやっています。ヤナを開けないことには魚が上がってこないため、朽木漁協からヤナを開けるようにと水産課へちょっとごねられた経緯もあり、20日に1度はヤナを解放すると決まっています。その決まりを北船木漁協もある程度守っているのに、それ以上のことを言います。朽木漁協は数年前アユの日券を3000円に値上げすることが認可されましたが、これは放流河川だから認められたもので、下流の廣瀬漁協のように天然遡上に頼る河川においては遊漁料金を上げようとしても簡単には認可されません。朽木漁協は放流を重点的にきっちりやるべきで、天然遡上を沢山上げてもらおうとするのは間違っています。

朽木漁協は北船木漁協に対しても、廣瀬漁協に対しても揉め事があり、今回は葛川漁協に対する揉め事を起こしているわけです。

轟委員 貫井堰堤までは放流魚か天然遡上、どちらの魚が多いですか。

佐野委員 どちらも同じくらいでしょう。

轟委員 朽木漁協は放流しているのですか。

佐野委員 放流はしていますが、貫井堰堤よりもずっと下流で放流量も僅かです。村井

から栃生にかけて僅かに放流しているだけです。

山田課長

やはりお互いの組合の取り組んでいる状況を総合的に聞いて判断する必要があると思いますので、今回委員の皆様にも両組合の言い分を聞いていただく機会をお願いしているところでございます。

現状、資料1-3、1-4でご説明いたしました漁場計画の素案につきましては、今のまま堰堤から上を葛川の区域とするような内容になっておりますけれども、今後、意見聴取を経た後、最終的にはこの内水面漁場管理委員会に諮問をさせていただくこととなりますので、その際に答申をいただくにあたって、この問題は避けて通れないと思いますので、今回ご提案の形で両組合の言い分を聞き、検討していく流れでお願いできたらと考えている次第でございます。よろしく申し上げます。

須藤委員

共同入川区域という定義と、滋賀県にはないと思いますが共同漁場の定義がどう違うかわからないので、できれば次回ぐらいまでに共同入川区域の定義を教えてください。

三枝副参事

次回、資料を用意させていただこうと思いますが、今回案件の共同入川区域は当事者が名乗っているものですので、法的な位置付けの言葉ではないと思います。両方が入会でもって使おうということを便宜上「共同入川区域」と名乗っています。共同の共有免許というものが、例えば二つの組合が一つの漁場を使う場合は、漁業免許の中に5：5や1：9といった配分を免許の中で権利として分けられる場所もございます。滋賀県内では、河川の第5種共同漁業権において共有免許はございませんので、馴染みがないかもしれません。

須藤委員

わかりました。では、この共同入川区域は滋賀県オリジナルですか。

三枝副参事

滋賀県というより、両漁協が選んだ言葉です。

須藤委員

理解しました。ありがとうございます。

宮崎委員

ヒアリングで両漁協の話をお聞きしないといけないと思うのですが、佐野委員がおっしゃったように、実態としてどの辺りでお互いが放流していて、どれぐらいこの1kmの区域を管理努力しているかどうか、そういった実態の確認も必要だと思います。遊漁者が使用するトイレの管理やごみの処理はおそらく大津市がしているのだろうし、そういった背景が関係してくるのかなと感じます。ヒアリングに行ってから直接聞くのではちょっと怖いので、事前にアンケートのようなものを取ることはできないのですか。実態をもう少し詳しく、どれだ

け放流しているかというデータだけではなく、実際にどのような努力を今までしてきたかということも、私は判断材料にしてもいいのかなと思います。

佐野委員           ここは大津市で掃除をするのは大津市。高島市は一切掃除に行きません。そこは、キャンプ客も結構いますが、何もかも大津市がやっています。

宮崎委員           おそらく内水面の権利は、どれだけ漁獲量上がるかという問題だけではなく、どれだけ管理しているかということも権利に関係すると思います。

佐野委員           高島市としては全く管理なしです。朽木漁協が使っている場所も実際の管理はゴミにしても何にしても全て大津市がしています。

林会長            漁業権者が河川を管理するようになっているため、ゴミの処理や釣りがしやすいようにすることは、漁業権者がやるべきことです。

佐野委員           そうであれば、高島市にある程度ゴミ処理などもやってもらわないと。

林会長            それはそうでしょう。管理者だから。

池田則之委員      この委員会でヒアリング後、意見を揃えてこのようにしなさいと言って、それを調整することができますか。この委員会でこうしなさいと言えますか。

三枝副参事        もちろん漁場計画の作成にあたっては、委員会のご意見を諮問として賜った上で知事が最終的には作成するわけですが、漁業調整が取れていない状態で漁場計画を作成することはやはり望ましくありません。資料1-6のスケジュール表の中にあるように、委員会のご意見を賜った後は引き続き両漁協による漁業調整会議の場を設定させていただきます。委員会からもこういったご意見を頂戴していると、ついでには今後のより良い漁場の利用についてどのようなことが望ましいかということの水産課が間を取り持って話合いの場を引き続き設けていきたいと考えております。

宮崎委員           すごく良い漁場を2つの漁協が奪い合うのではなく、以前のように共同で管理するという発展的なお話になっていくのであれば、この委員会としてどのような提案、やり方があるのか、昔と最近とでは違うと思います。

私も現場の漁師達のことはわからないので、もし両漁協が共同で管理していくというのであれば、歩み寄れるような提案をここから出した方がいいのでしょうか。

林会長                    委員会が直接話し合いに入るのではなく、行政が中に入って、委員会がこのように言っていると両漁協に伝えるという方法で調整を取るしかないのではないのでしょうか。この委員会としては調整が取れなければ困りますね、というくらいの立場ですから。どうしてもという場合は委員が中に入って協議することになるのかもしれませんが。特にこちらの地元の委員がいるわけですし、地元の委員がきちんとそういう問題が起きないようにするのが役割ですから。

池田廣美委員            この区間は距離にすると何キロくらいあるのですか。

林会長                    1キロくらいです。

池田廣美委員            葛川漁協が話し合いをしたいと言っているのに、朽木漁協が話し合いに応じないというのが大きな問題ですね。朽木漁協を話し合いの場に引っ張りだす方法を模索した方が良いのではないかと思います。

上垣主幹                今回この委員会にこのようにご報告させていただくまでに、水産課立ち合いのもと両漁協による協議を行いました。一つ誤解いただきたくないことは両漁協とも話し合い自体は何も拒んでいません。

朽木漁協も話し合いの場は必要だということで、それぞれ3、4名ずつ来ていただいて、建設的な意見交換をしております。「委員会の中で協議し調整を図らせていただきますが、良いですか？」と確認すると、「どうぞそうしてください」と両漁協は言っておりましたので、佐野委員が仰ったことと少し違うかもしれませんが、話し合いの場はいくらでも持てると水産課としては思います。

林会長                    「どういう状態になっているのか現場を見て、両漁協から意見を聞く」と行政が計画しているので、まずはそれを聞いてからですね。それと当時の協定書があるのであれば、それを基に前向きにお互いがうまくいくようにやればいいわけです。漁場計画なしの空白地帯にするのはいけないわけです、お互い損するわけですから。両方の意見を聞いて、委員会としてどういう方向でいくかということを決めたらいいかと思いますが、いかがですか。

(一同異議なし)

林会長                    「葛川漁協の漁場拡大要望について」以外にも協議事項がありましたが、他の件についてもご意見はありませんか。

須藤委員                資料1-1の、愛知川が産業管理外来種であるニジマスを対象魚種に追加される件について、丁寧に説明いただきありがとうございます。色々事情があると



思うのですが、分布拡大をしないという説明はきちんと聞くのでしょうか。対象にすると、放流されるということでしょうか。放流はされないのでしょうか。

上垣主幹 漁業権魚種になった場合は放流義務が課せられます。ただし、産業管理外来種の放流については、この指針の中でも、在来の魚種等漁場の生態系に配慮する規定になっております。漁業権の券種自体は溪流で一本になると思うのですが、放流尾数の割合については、組合と意見交換して決めることになると思います。

今の愛知川漁協の溪流に向く漁場の面積から、溪流魚はこれぐらい放流しましょうという放流指針を今後策定していくのですが、その中で溪流魚のどの魚種をどれぐらいの割合でということについては、今後、組合とお話ししながら決定します。

須藤委員 産業管理外来種がすでにいるからという話もありましたが、とりあえず釣るだけで放流をしないということではなく、一匹でも二匹でも放流する可能性があるということなのですね。

上垣主幹 その可能性はあります。

須藤委員 そうするとすごく矛盾します。例えば大戸川だとニジマスが残って困るという説明をする一方で、愛知川にはニジマスを放流するというのは、第三者として引いて見るとものすごく説明が矛盾していませんか。大戸川ではアユが被害を受けているという説明をしてアマゴとニジマスを縮小し、一方で愛知川にはもともとニジマスが少しいるから放流するというのは、非常に説明として、そんなことが通るのかなという感じがします。

池田則之委員 これは事情があり、愛知川上流漁協と愛知川漁協の漁場の境界は永源寺ダムの上流にある堰堤で決められています。愛知川上流では以前からニジマスも漁業権魚種として放流されており、上流で釣ってもらっていますが、その魚がダムまで落ちて大きくなって釣れるので人気になって、多くの人が下流の愛知川漁協の漁区へ釣りに来られています。上流で放流しているのでどんどんダム内にニジマスが増えていくため、ものすごく釣れるようになっているのですが、愛知川漁協が遊漁料金を取ることに対し、ニジマスは愛知川漁協の漁業権魚種ではないのに何故遊漁料金を取るのかと遊漁者から文句が出ました。それで急にニジマスを漁業権魚種としますと言い出したのです。ダム湖でアマゴにしてもイワナにしても、上流で放したものが落ちていつて育ちます。そこが良い漁場になってきたので、今そのような話ができたとのことです。

須藤委員                    ありがとうございます。大変よくわかりました。

上垣主幹                    それぞれの漁協で考え方が色々あり、先ほどの大戸川のように「溪流魚がアユの邪魔をしてクレームになるからやめよう」という考え方をする人もいれば、「溪流魚が釣れるのであればそっちに力を入れよう」という漁協もあります。これは漁業ですから、法定で許される範囲の中で、自分たちがより良い漁場管理をやるには、いろいろな考え方があると思います。

確かに一方では邪魔になっている、一方では追加したいというのは矛盾に感じられるかもしれませんが、いろいろな経緯の中で漁業が今日まで行われていたことを考えると、客観的に見て一律にスパッと切れない難しい部分はあると思います。これまで漁場が作られてきた背景と今後の方向性を聞き取り、いま計画案を作らせていただいているというところです。実際の放流に関してはおっしゃるような懸念がございますが、ニジマスが今このような利用のされ方をしているという実態を踏まえて、漁協や水産試験場とよく相談しながら、決定していければと思います。

須藤委員                    ありがとうございます。だからこそ産業管理外来種ということですよ。

轟委員                      ニジマスの話ですが、以前にお話しさせていただきましたように、うちのところの丹生川漁協ではニジマスは放流していませんが、下流の高時川漁協は放流しています。今年になって、丹生川漁区でニジマスがたくさん釣れました。拡大しており、これはちょっと問題があるので、どのように調整されるのでしょうか。

林会長                      ニジマスが拡大しているというのは、遡上してきているということですか。繁殖しているのではなく？

佐野委員                    繁殖はしていないでしょう。

轟委員                      遡上してきています。本当は拡大してはいけないのですが。

林会長                      無料でどうぞ獲ってくださいというしかないですか？

轟委員                      うちにアマゴ釣りに来ている人から、ニジマスばかり釣れると怒られています。

林会長                      それはいけませんね。何か水産課からご意見ありますか？

上垣主幹 確かに轟組合長に以前からお聞きしています。かなりまとまってそじょうしてきているということをお聞きしていますが、本当に下流から来たものか実態がまだ掴めていない部分があります。今後、組合運営に影響が出るほどであれば、水産試験場と調整を図り、下流からの拡大であるならば、高時川漁協と相談するしかないのではないのでしょうか。まずは実態把握が必要だと考えています。

轟委員 うちでは放流していないので、考えられるのは下流から上がってきたということだけでしょう。自然に発生するはずはないので。

上垣主幹 そうですね、なかなか密放流というのも考えにくいですが可能性としてはゼロではないと思います。釣り対象種として人気がある魚ですし。その実態把握から始めないと致し方ないと思います。

佐野委員 池田則之委員の愛知川上流漁協のようにダムで完全にシャットアウトされる場所なら、一本の川の上流と下流で漁業権魚種が違って別にも別にもどうってことはないですが、少々の堰堤程度なら魚はいくらでも上がっていきます。一本の川で色々な漁業権魚種を認可しても、それが全く関係ないところで繁殖する可能性もあります。これから同様の事例がますます増えてくるのではないのでしょうか。今ルアー釣りの人気はかなり出ているので、ルアーで釣りやすい魚を作っているところもあります。例えば個人経営の釣り堀では北海道からイトウ等を取り寄せてトラウトの掛け合わせを作って釣らせているところがあります。個人経営の釣り堀に対しても何らかの歯止めをかけないと、そういう魚が河川に流入すれば、これから先おかしな魚が出て来る可能性があると思います。そういうことも水産庁も考えてくれないといけないと思います。これは難しい問題ですよ。

林会長 水産庁は、なるべくそういうのは漁業権魚種にしないようにという方針です。

山田課長 轟委員からおっしゃっていただいた問題は難しいことだと思います。資料1-2の6ページの水産庁の指針ですが、この1ポツのところ、最初の方には代替性がないか検討しなさいと書かれているのですが、同じ1ポツの後半の方では“他方で”となっていて、現在の水産分野における利用状況を踏まえれば、現時点では適当な代替性というのがなかなか存在しない実態なのだという中で、どういったことができるのかということ、この平成29年に指針にまとめたものと認識しております。

これ以上の分布拡大をさせないというのがどこまでなのかというのは非常に難しく、ケースバイケースの部分もあろうかと思いますが、指針を読み込んで

いきますと、既に利用されているところに対して直ちに何かいうのはやはり難しいという前提の中で書かれているものと思います。新たな利用の取扱いについては8ページに書かれており、新しく使い始める時には相当の注意が必要だとされていますが、より良い漁場管理にできることがあるならば、積極的に検討していくべきだと思いますので、先ほど上垣から説明したようなことですが、我々も話を聞いて考えていきたいと思っています。

林会長                    そういうことで協議事項の1についてはよろしいでしょうか。葛川の問題については現場を見て意見を聞き取るということで終わっていきたいと思います。

(一同異議なし)

林会長                    次は報告事項について、全国内水面漁場管理委員会連合会の提案項目について、事務局から説明をお願いいたします。

## (2) 報告事項

1) 全国内水面漁場管理委員会連合会令和5年度提案項目について  
水産課説明 三枝副参事

林会長                    ただ今の説明で何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

須藤委員                文章を修正してくださいというわけではないのですが、資料2の6ページの意見欄について、「森林管理は…漁業環境の悪化の遠因となる」と書かれていますが、森林管理だけではなく尾根や斜面の開発行為はすごく影響が大きいと思います。大型の太陽光発電や風力発電が滋賀県に2か所ありますが、あのような開発は大変な影響になります。丹生川も上のほうでスキー場を運営していることが影響しているのかなと思っていますが、さらにあそこを切り崩したら大変なことになると思いますし、その説明や令和6年度の時にそのような文言が入るといいなと思います。

三枝副参事             ありがとうございます。

林会長                    まだこれから修正が入りますよね？先ほどの意見は、今年度の分も加えることもできるわけですね。

須藤委員                あ、そうなんですか。では「森林管理“や、”」とかにして記載されると良いかと思っています。

林会長 事務局でやってもらいます。ほかはよろしいですか。

(一同意見なし)

林会長 アユ資源の状況について試験場から説明をお願いします。

2) アユ資源の状況について  
水産試験場説明 西森場長

林会長 ただ今の説明で何かご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いします。

佐野委員 今年は早生まれと遅生まれの差がすごく大きいので、後から増えてくるのだろうと思っています。

林会長 今、沖びき網では入ってこないのですか。

西森場長 外来魚沖びき網に少し入ってきているという話を聞きます。

林会長 ほかに何かアユについてよろしいですか。

(一同意見なし)

(3) その他

林会長 次はその他になりますが、何かございますか。

上垣主幹 もう一点報告させてください。最後の資料である滋賀県内水面漁場計画樹立方針について、前回の委員会でこの樹立方針の案をお示しした際、外来魚の記述が抜けていると須藤委員から指摘がありました。依然として外来魚は脅威であることは変わらないことから、基本方針の中に付け加えさせていただきますと返答させていただきましたが、そのことについて報告させてください。

1番の基本方針の真ん中あたりに下線を引いてあります。「このような状況の中、内水面漁協の漁業者の減少や高齢化が進み、漁場環境では森林の保水力の低下や取水による流量の減少、依然としてオオクチバス、コクチバスなどの外来魚の脅威が続き、カワウ…」というように加えさせていただきましたのでご報告します。

林会長 このことについて何か意見がございますか。

(一同意見なし)

林会長                    よろしいですね。ほかに何かございますか。

池田則之委員            河川は今ちょうど溪流魚の義務放流が始まったのですが、愛知川上流の場合は、秋ではなく春に放流しています。春の成魚放流は醒井養鱒場からもたくさんいただいて放流するのですが、年度が変わると値段がグンと上がります。魚に年度はないと思うのですが、義務放流の分については3月末までしか購入できず、4月以降は一般の業者が買う値段でしか購入できないと言われ、かなり値段がアップします。養鱒場の魚は水温が元々高いところで育てられているので、愛知川の水温が低いうちに放すとすぐに下流へ落ちていってしまいます。秋冬は地元の魚や河川で飼っている魚を放流し、4、5月頃からは養鱒場の魚を放流する段取りをしているのですが、4月になったら急に値段がぼんと上がってしまい、これは無理ですというような話になりました。何とかありませんか。

佐野委員                    全国でも電気代やエサ代の高騰により溪流魚の値段が上がって、もうやっていけないというような話があちこちの県から出てきています。醒井養鱒場は県漁連が指定管理で運営していますが、多分今の状態では無理で、単価的にもっと上げなければやっていけないのではなかろうかなと思っています。今はまだ全国内水面の種苗委員会も開いてないのですが、これから先、溪流だけではなくアユの単価も上がれば多分影響が出てくるだろうというように思っています。ただ、単価が上がったからといって放流量を減らしたりすると、遊漁者が減って組合の収益が減少する可能性があるし、遊漁料をもっと上げたらいいいという意見も出てきますが、極端に上げればそれもまた悪影響が出ます。今後、物価高騰で何もかも値段が上がってくると思われます。

                                  来年の3月ぐらいになってくると、エサ代も倍近くになってくると言われているため、内水面の組合はちょっとしんどい時期に入ってくるのかなと思っています。

林会長                    池田委員が言われたことは、4月になると値段が高くなることに対して醒井養鱒場は何かしてもらえないかという話ですね。これは委員会で話し合う内容ではないようですが、行政から説明をお願いします。

二宮技監                    醒井養鱒場の種苗放流の事業に関しまして、県からこうしてくださいとお願いしている指定管理の部分と、そうではなく漁連が自主事業として行っている部分の二つに分かれています。

指定管理の部分につきましては、漁業権に基づく種苗放流をするという建て付けになっていますので、川に放流して川で大きくなってもらうという増殖目的の魚を対象にしています。自主事業につきましては、食用のため大きくする等されていて、今の池田委員からのお話は、そちらの魚を利用されているのかなと受け止めました。漁業権に基づく放流のための魚は、一定値段的なことも考慮して少し安くしているのではないかと思います。自主事業の部分はそうはいかない部分があるので、どうしても差があるのかなと思います。

漁場の利用の実態として春に成魚放流されるということですので、そういう実態であるということは我々もこれから勉強していかないといけない部分もありますが、現状は事業の建て付けの関係でどうしても値段的な差ができるのかなと思っております。

池田則之委員 今度、試験場で放流の説明会がありますよね。以前も言ったことがあるのですが、一歳魚の放流は冬を過ぎるとほとんど残っておらず、すごく効率が悪いことから愛知川上流は春の放流をしています。秋放流だろうが春放流だろうが、秋に放流する場合と同じ魚を春に購入しているだけの話なので、秋に買うよりはエサ代も少し余分にかかるだろうけども、その分体重も増えるし目方も大きくなるので、別に厳しいこと言っているとは思えないのですが。

それがどうして4月1日からは急に値段が上がるのか、そのような高いものは放流することができないようになってしまうので、また考えておいてほしいです。

林会長 水産課と漁連で話をしてください。ほかはありますか。

佐野委員 資料1-5の4ページで、内水面漁場計画の素案に関する意見書の記載例として書かれているような意見が本当に出てきた場合、河川漁業組合には連絡して話合いはしてもらえるのでしょうか。

上垣主幹 もちろん出た意見はお示しします。

佐野委員 NPO がやっているキャンプ場は結構あるので、あちこちの河川でこの状況が出てくると思います。NPO からこのような意見が出てきた場合は、きっちり組合に連絡して話合いをお願いしたいです。うちの廣瀬漁協でもそういうのが出てくると思います。

林会長 この記載例はホームページに掲載されるわけですよ。利害関係の疎明の3つ目に「漁業権が設定されることで、活動場所が制限される恐れがある」と書いています。今までにある漁業権の切替えですから、このように書くと誤解を

生むのではないのでしょうか。これを記載例で書くと皆書いてくると思います。

上垣主幹 確かにご指摘どおりだと我々も思いました。新たな漁業権の設定に関する意見というのが主要な部分だと思うので、現在されている活用漁業権にはほぼ当てはまらないというか、誤解のないよう書き方を修正させていただきます。

林会長 葛川漁協と朽木漁協の意見聞き取りの日程はまだ決まっていないのでしょうか。

三枝副参事 皆様のご都合と漁協のご都合を聞いて、またご連絡させていただき、イメージとしては候補日をいくつか挙げて、一番参加いただける日で設定しようかと思っております。ひょっとすると、漁協や役員の都合で土日にしてくれるかというも出てくるかなと思います。もし皆様のご都合が良ければ、場合によっては日曜日の開催とかになるかもしれませんが、どうしても困るという方がおられたら仰っていただければと思っております。大丈夫でしょうか。

轟委員 月曜日か木曜日がありがたいです。

三枝副参事 先方の当事者が参加できないと困りますので、ご都合を聞きながら日程調整させていただけたらと思います。

佐野委員 行くとしたら現地集合ですか。

三枝副参事 県のバスがあるので、県庁に集合していただくなりして臨機応変に対応させていただきたいと思います。

林会長 それでは、ほかにないようでしたら、以上をもちまして第 356 回滋賀県内水面漁場管理委員会を終了いたします。

【会議終了 11 時 55 分】